

涌谷町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年5月30日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 後藤 洋 一

公の施設の指定管理者監査の実施について

1 監査の目的

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を実施したものである。

2 監査を実施する監査委員名

涌谷町監査委員	遠藤 要之助
同	後藤 洋一

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

- ・所管課監査 平成31年2月15日（金）
平成31年3月18日（月）
- ・実地監査 平成31年2月19日（火）

(2) 監査の対象とした事項及び対象課

ア 指定管理料の積算及び財産取得について

(ア) 指定管理所管課関係

企画財政課、総務管理課

(イ) わくや万葉の里、健康文化複合温泉施設、研修館、世代館、健康パークの指定管理者

(一社) 涌谷町地域振興公社

(3) 監査の方法

わくや万葉の里、健康文化複合温泉施設、研修館、世代館及び健康パークの指定管理に係るものについて、当該団体及びその所管課から提出された関係書類に基づいて、関係者から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、当該団体が管理している施設の実地監査を行い、その際に関係者から事情を聴取した。

所管課については、提出された関係書類に基づき、当該指定管理に関する事務が適正に行われているか監査を行った。

(4) 監査の結果

ア 企画財政課

- (ア) 長期貸付金の平成30年度返済予定額540万円については、回収が難しいと見受けられる。
- (イ) 委託全施設の毎週水曜日休業について、試行なのか本施行なのかを含め検討すべきである。
- (ウ) モニタリングの結果を適宜に分析されていない。
- (エ) 提出された平成29年度決算等各種資料を調査したが、指定管理料の用途の詳細について、それらの資料からは確認できなかった。

イ 総務管理課

- (ア) 研修館・世代館の利用率が向上していると感じた。
- (イ) 健康パークの管理状況のモニタリングが適切に行われていない。

ウ 一般社団法人 地域振興公社

- (ア) 平成30年7月1日からの受託全施設の毎週水曜日休業を導入するに当たり、利用者の意向調査（アンケート等）が行われず、また、その告知文には、利用者への長年の愛用に対する感謝の言葉もなかった。これらのことから、毎週水曜日休業は運営者の都合優先と自分本位であったことがうかがわれた。
- (イ) 受託全施設の毎週水曜日休業について、その目的として職員研修によるスキルアップや勤労意欲の向上などがあるが、その成果については不明確である。また、経費節減についても、今後の調査検討及び分析を待たなければならない。
- (ウ) 受託全施設の毎週水曜日休業に伴うサービスの減退の有無については、現状把握にとどまっている。内容分析による今後の業務改善及びサービス向上に繋がっていない。
- (エ) 受託全施設の毎週水曜日休業導入の理由の一つに、合理化が謳われていたが、改善が必要な不合理はなかったと思われる。しかし、週一回休業することにより、時間的な余裕を持って温泉施設等のメンテナンスが適切に行われ、経年劣化に伴う補修箇所等の早期発見に繋がっていると感じた。

- (ウ) 年度途中での事業内容変更（受託全施設の毎週水曜日休業導入）と、指定管理料の変更の協議申し入れがあった事は、理事長の町との協議が整えば年度途中でも出来るとする考えによるものであり、協定の相互遵守の趣旨に反する。
- (カ) 長期借入金の返済計画提出が新規協定締結後になされたのは、甚だもって不自然である。
- (キ) 健康パークの管理作業状況などが不明確である。
- (ク) 指定管理料の使途が明確な資料の提出について申し入れたが実行されず、それについて詳細の確認はできなかった。

(5) 監査の意見

- ・ 会社の経営姿勢について、利用者はお客様であるという意識を持った接客対応に欠けていると見受けられる。今後においては、それらの指導もあるべきと思うので検討されたい。
- ・ 会社の受託全施設の毎週水曜日休業導入の際、合理化や人員不足等の解消状況を理由としていたが、適切な時期に検証すべきと思われる。
- ・ 平成30年度の途中で公社より協定内容変更と思われる協議申し入れがあったが、これは協定書の相互遵守の精神に反することであり、委託者対受託者の相互信頼の崩壊にもつながると思慮されるので、今後は慎重に対処すべきである。
- ・ 世代館・研修館について、毎週水曜日休業は再考すべきと思われる。特に、研修館は町内唯一の宿泊施設であり、10人以上の予約には対応しているが、人数制限など無くして従前に戻すべきである。また、リフレッシュルームの一般利用を無くした理由に、温泉施設との競合をあげているが、利用者層の違いを考慮すれば、その理由は薄弱である。トレーニングルームについても、昨今のフィットネスブームもあり、利用者の増加がデータ上にも現れている事を考慮すべきである。器具の不具合についても定期的な点検が必要であり、これらについての検討を望む。
- ・ 現地を視認した結果、健康パークの維持管理が適切になされていないことを確認した。作業日誌等、書類上で確認できる資料もない状態が数年続いており、こ

のような杜撰な管理は誠に遺憾である。今後は、適切なモニタリングをもって、作業状況を適宜監視を行うべきである。

- ・ 長期貸付金の平成30年度分返済予定額540万円の回収については、充分なる検討を重ねた上で、慎重に対応されることを望む。
- ・ 委託全施設の毎週水曜日休業導入に際して、検討段階では試行なのか本施行なのか曖昧であると感じた。町にとってそれが適切であるか、施設ごとに是非を含め再検討すべきである。
- ・ 以前より、公社と各担当課に対し、指定管理料の用途が明確になるような資料の提出を求めていたが、今時もそれがなされなかったのは非常に遺憾である。また、公社の予算、決算資料の中に意味不明な文言があるほか、施設ごとの資料の科目設定がまちまちである。一文字ごとにあるいは各種資料の用語などの点検をして改善し、用語と文章が統一した見やすい資料とするよう強く望む。